

議案第62号

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対する改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」とあるのは、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	（平成31年4月1日以降にあっては、当該研修を修了した者であって、同年3月31日までに同項第2号に規
----------------------------	--

	<p>定する主任介護支援専門員更新研修 (以下「主任介護支援専門員更新研修」という。)を修了したもののうちその修了の日から5年を経過しないもの又は主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの)</p>
<p>平成24年度又は平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者</p>	<p>(平成32年4月1日以降にあっては、当該研修を修了した者であって、同年3月31日までに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。)を修了したもののうちその修了の日から5年を経過しないもの又は主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの)</p>

平成28年8月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。)を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p>

参考

厚生労働省令第十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の二第一項及び第六十九条の十並びに介護保険法施行令第三十七条の十五第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十三条の二中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に改め、又は第四号の期間が通算して十年以上であること」を削り、同条第二号中(次号において「相換援助の業務」という。))を削り、同号イ中(次号において「老人福祉施設」という。))、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設(同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。))及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。))を削り、同号ロ中「老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第一項に規定する障害者福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。))を「特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第十六項に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第百十三条の二十一第一項第一号中、「生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改める。
第百十三条の二十三第一項中「又は住所」を削る。
第百四十条の六十六第一号イ(3)中「第百四十条の六十八第一項」を「第百四十条の六十八第一項第一号」に改め、「修了した者」の下に「であって、当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日」から起算して五年を超えない期間」ことに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

第百四十条の六十八第一項中「以下「主任介護支援専門員研修」という。))を削り、「目的とし、介護支援専門員の業務に關し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象とし行われる研修とする。」を「目的として行われる次に掲げる研修とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 介護支援専門員の業務に關し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修(以下この条において「主任介護支援専門員研修」という。))
- 二 主任介護支援専門員を対象として行われる研修(以下この条において「主任介護支援専門員更新研修」という。))

第百四十条の六十八第二項中「主任介護支援専門員研修」の下に「及び主任介護支援専門員研修」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 主任介護支援専門員更新研修を受けた主任介護支援専門員は、更新研修を受けた者とみなす。
- 第百七十条第一項中「身体障害者福祉法」の下に「昭和二十四年法律第百八十三号」を加え、同条第二項第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号」を削り、同項第七号中「知的障害者福祉法」の下に「昭和三十五年法律第三十七号」を加える。

様式第十号(表面)中「~~併用~~」を「併用」に改める。

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百十三条の二十一第一項第一号の改正規定、第百十三条の二十三第一項の改正規定、様式第十号の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十七年四月一日から、第百四十条の六十六第一号イ(3)の改正規定、第百四十条の六十八の改正規定及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の前に、この省令による改正前の介護保険法施行規則(以下「旧規則」という。))第百十三条の二第二号イ若しくはロ若しくは第三号イ若しくはロに掲げる者又は第四号に規定する者であったもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)、第二十九条第三項から第六項までの規定又は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第百二十四号)附則第七条の規定によりこれらの者とみなされた者を含む。))についての旧規則第百十三条の二の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

第三条 平成二十五年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新規則」という。))第百四十条の六十六第一号イ(3)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日」から起算して五年を超えない期間」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成二十三年年度までに修了した者	平成三十一年三月三十一日までに及び同日以降五年を超えない期間
平成二十四年度及び平成二十五年年度に修了した者	平成三十二年三月三十一日までに及び同日以降五年を超えない期間

第四条 介護支援専門員証の様式については、旧規則の様式第十号による介護支援専門員証は、当分の間、新規則の様式第十号による介護支援専門員証によるものとみなす。